

令和7年度

第12回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

<p>事務局長 (小高)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 3 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 7 年度第 1 2 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p> <p>(渡辺会長あいさつ)</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 9 番の矢代委員と 1 番の加藤委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>1 頁をお開きください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3 - 3 3。所在：上原地先。所有権移転（無償）地目：田 1 筆。地積：730m²。 譲渡人：市川市の方。譲受人：上原の方。譲渡人事由：耕作困難であり、親類の土地近隣者である譲受人に贈与することとしたい。譲受人事由：譲渡人所有の土地の贈与を受け、畑として活用したい。 番号 3 - 3 4。所在：石神地先。所有権移転（無償）地目：他 1 筆。地積：46m²。</p>

渡邊委員
(3番)
井口
(5番)
議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

一括して管理したいということなのか？

その通りだと思います。

他にご質問のある方は発言をお願いいたします。
質問が無いようなので、番号3-34について許可することとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号3-34につきましては許可相当すること
で決定いたします。

議案第1号は以上です。

続きまして、議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明
願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(寺井)

3頁をお開きください。

議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについ
て」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いがあ
ったので、審議を求める。

番号知7-13。所在：船子地先。地目：畑4筆 地積：1,227
㎡。申請人：印西市の方。判定地目：宅地。利用状況：平成16年6
月29日頃から隣地の宅地と一体として使用していた。

事務局からの説明は以上です。

議案第2号、番号知7-13については、江澤委員が現地調査を担当され
ましたので、報告をお願いします。

江澤委員
(7番)

議案第2号、番号知7-13について、現地調査を行ってきましたの
で報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

申請地は、宅地と一体化している状況であった。

高木が数本植えられていた。

宅地として特に問題ないと思います。

ご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問がないようですので、議案第3号番号7-63から7-64は原案通り決定することとしてご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p> <p>質問が無いようなので、議案第3号番号7-63から7-64については、原案通り決定しました。 議案第3号は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>続きまして、議案第4号「令和8年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>6頁をお開きください。 「令和8年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について」下記のとおり、令和8年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金を定めたいので、その可否について意見を求める。 標準作業料金(案)につきましては、別添資料のとおりです。 水田作業・畑作作業については、9,200円(1日8時間賄は含まない。)機械による標準作業料金は、水田耕機(耕運機：7,900円、トラクター7,300円)水田代かき(耕運機：8,100円、トラクター7,900円)育苗：緑化726円/箱、硬化990円/箱、田植(田植機：8,900円10a人付き)、刈取り(バインダー：9,600円10a人付き)脱穀(ハーベスター：7,400円10a人付き)刈取・脱穀(コンバイン：20,400円10a人付き)乾燥調整(3,600円60kgあたり)畦塗53円(1畝) 事務局からの説明は以上です。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小高)</p>	<p>次年度については、県農業会議から示された単価を基準に算出しましたが次からは、大多喜町に即した単価を算出したいと思えます。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他にご質問等ございますか？</p> <p>ご質問がないようですので、議案第4号番号令和8年4月5日年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定は原案通り決定することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>

(渡辺会長)

続いて議事日程6その他に入ります。
事務局何かございますか？
ありません。

以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。
閉 会（午後2時10分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

渡辺忠洋

署名委員

加藤浩明

署名委員

栗代 仁江